

国の基本方針との相違点

富山県グリーン購入調達方針は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考に毎年度改定を行っているところであるが、本県の実情に合わせ「自動車」、「公共工事」、「役務」において次の点が異なっている。

【自動車】

品目	国の基本方針	県の調達方針	備考
自動車	<p>【判断の基準】 (前文なし)</p> <p>①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又は LP ガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考 1 2 に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。 イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。</p> <p>②小型バスにあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 3 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>③小型貨物車にあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。ただし、ガソリン又は LP ガスを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表 4-1 及び表 4-2 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>	<p>【判断の基準】 電気自動車であること。電気自動車の導入が困難な場合は、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であること。ただし、用途上代替可能な車両がなく、上記車両の導入ができない場合は、以下の要件を満たす車種の優先的な導入に努めること。</p> <p>①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハイブリッド車であること。ただし、表 1 に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又は LP ガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考 1 2 に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。 イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。</p> <p>②小型バスにあつては、次世代自動車であること又は表 3 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>③小型貨物車にあつては、次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表 4-1 及び表 4-2 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。ただし、ガソリン又は LP ガスを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p>	富山県カーボンニュートラル戦略の策定に伴い、判断の基準等を修正

	<p>④バス等にあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 5 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑤トラック等にあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 6 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑥トラクタにあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 7 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>備考 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。</p> <p>備考 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。</p>	<p>④バス等にあつては、次世代自動車であること又は表 5 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑤トラック等にあつては、次世代自動車であること又は表 6 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑥トラクタにあつては、次世代自動車であること又は表 7 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>(備考 4 消去)</p> <p>備考 4 「次世代自動車」とは、ハイブリッド車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。</p> <p>(以降、備考番号繰り上げ)</p>	
--	---	--	--

【公共工事】

品目	国の基本方針	県の調達方針	備考
高炉スラグ骨材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
フェロニッケルスラグ骨材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
銅スラグ骨材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。

土工水砕スラグ	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 路面表示用水性塗料(区画線の塗料)は、湿度が高い地域では、にじんだり、施工後すぐに交通の開放ができないなど支障があることから、本県では調達を推進できない。
エコセメント	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 近傍のセメント工場では製造されていないため、調達する際の輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
銅スラグを用いたケーソン中詰め材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
熔融スラグを利用したアスファルト混合物	なし	(特定調達品目に追加) 【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の細骨材として、熔融スラグが一部使用されていること。 【配慮事項】 ①熔融スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 ②熔融スラグが「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ(JISA5032)」に準拠すること。 【調達目標】 ○使用区域、使用合材に留意しつつ、その使用を優先する。	H22 追加 公共工事で使われることが多いことから、追加

<p>溶融スラグを利用したコンクリート二次製品</p>	<p>なし</p>	<p>(特定調達品目に追加)</p> <p>【判断の基準】 ○コンクリートの細骨材として、溶融スラグが一部使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①溶融スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 ②溶融スラグにおける重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>【調達目標】 ○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>	<p>H22 追加</p> <p>公共工事で使われることが多いことから、追加</p>
<p>フェロクロムスラグを利用したコンクリート二次製品</p>	<p>なし</p>	<p>(特定調達品目に追加)</p> <p>【判断の基準】 ○コンクリートの骨材として、フェロクロムスラグが一部使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①フェロクロムスラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 ②製品における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>【調達目標】 ○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>	<p>今年度新たに追加</p> <p>追加理由 当該製品は、R3年度にリサイクル認定を受け、R4年度中に県内で販売が開始される。今後、利用が増える見込みであり、それに対応するため追加する。</p>

【役務】

品目	国の基本方針	県の調達方針	備考
<p>清掃</p>	<p>備考2 清掃における判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、<u>清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。</u>印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたりサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に<u>分別すること。</u></p>	<p>備考2 清掃における判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、<u>富山県出納局総務会計課が指定する別表の区分で、分別を徹底すること。</u></p>	

<p>会議運営</p>	<p>⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p>	<p>⑤飲料を提供する際には、ペットボトルではなく紙製容器での提供やデリバリーによる提供を原則とすること。</p>	<p>富山県カーボンニュートラル戦略の策定に伴い、判断の基準を修正</p>
-------------	--	---	---------------------------------------